

## 滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、平成30事務年度は、以下の税務署で実施します。

※ 滞納整理事務の集中化は、平成27事務年度から試行を行い、平成29事務年度から正式な施策として実施しています。

| 滞納整理事務の集中化実施署 |                 |
|---------------|-----------------|
| (中心署)         | (対象署)           |
| <u>宇都宮署</u>   | <u>氏家署</u>      |
| 栃木署           | 佐野署             |
| 高崎署           | 藤岡署             |
| 新潟署           | 新津署             |
| 高田署           | <u>柏崎署、糸魚川署</u> |
| 松本署           | 大町署             |

(注) 下線は、平成30年7月10日以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 滞納整理  
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談  
納付相談は、引き続き、対象署（管理運営・徴収担当部門）において対応します。  
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。